



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 3 月 2 日 (月 曜 日) 第 692 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (福祉保健課) 1

頁

○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 2

○ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 2

公 告

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 2

警 察 本 部 公 告

○令和8年度第1回警察官A (男性) 採用共同試験、第1回警察官A (女性) 採用試験及び第1回警察官A (情報工学) 採用試験の実施…………… 3

規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則 (昭和31年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会長 (職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会立会人</td> <td>1日につき <u>8,900円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>	[略]		審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>	[略]		<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会長 (職務代理者を含む。)</td> <td>1日につき <u>12,200円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査分会立会人</td> <td>1日につき <u>10,100円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>	[略]		審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>	[略]	
職 名	報酬の額																								
[略]																									
審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>10,800円</u>																								
[略]																									
審査分会立会人	1日につき <u>8,900円</u>																								
[略]																									
職 名	報酬の額																								
[略]																									
審査分会長 (職務代理者を含む。)	1日につき <u>12,200円</u>																								
[略]																									
審査分会立会人	1日につき <u>10,100円</u>																								
[略]																									

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、令和8年1月27日から適用する。

(報酬の内払)

2 この規則による改正前の専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の規定に基づいて、令和8年1月27日からこの規則の施行の日の前日までの間に審査分会長 (職務代理者を含む。) 及び審査分会立会人に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

告 示

宮崎県告示第140号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關す

る法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年3月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 西都ひまわり	西都市右松3292番地65	西都ひまわりデイサービスC	西都市調殿字千田前1287番地15地先

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
デイサービスセンター向 陵台	西都ひまわりデイサービスC	令和7年 8月1日

宮崎県告示第 141号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5452-1、5452-3、5458-2、5458-3、5467-1、5467-6
- 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 142号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

令和 8 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		氏 名 又 は 名 称	住 所	名 称	住 所
宮崎 7-2 号	令和8年 2月20日	株式会社 児湯食鳥	児湯郡川 南町大字 川南 216	株式会社 児湯食鳥 西都工場	西都市大 字清水13 80番地

			22番地1	株式会社 児湯食鳥 北郷工場	日南市北 郷町大字 北河内字 昼野4353
--	--	--	-------	----------------------	--------------------------------

公 告

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 8 年 3 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和 8 年 7 月 5 日（日曜日） 午前10時15分から午後5時20分まで	令和 8 年 9 月 13 日（日曜日） 午前11時から午後4時まで
木造建築士試験	令和 8 年 7 月 26 日（日曜日） 午前10時15分から午後5時20分まで	令和 8 年 10 月 11 日（日曜日） 午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール

3 受験申込み

受験申込みは、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和 8 年 4 月 7 日（火曜日）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話 050-3645-8422）まで問い合わせること。

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ	令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）午前10時から令和 8 年 4 月 14 日（火曜

ジ (https://www.jaeic.or.jp/)	日) 午後 4 時まで
---	-------------

4 受験手数料

18,500円

5 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

警察本部公告**宮崎県警察本部公告第1号**

令和8年度第1回警察官A（男性）採用共同試験、第1回警察官A（女性）採用試験及び第1回警察官A（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年3月2日

宮崎県警察本部長 高井良浩

--	--